

# 設楽町職員新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和2年7月31日

設楽町新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 目的

新型コロナウイルスの感染を防ぐために各種予防策を講じるとともに、町職員等が発症した場合、住民生活等への影響を最低限とするため、迅速・適切な対応により感染の拡大防止を図るための基本となる事項について定めるものとする。

## 2 平常時から感染防止の取り組み

### (1) 庁舎等における感染防止行動の徹底

#### ① 換気の徹底

- ・ 職場内の開閉可能な窓を1時間に1回程度、窓を全開し換気を行う。エアコン使用時は、その動作を停止する必要はないものとする。

#### ② 接触感染の防止

- ・ 事務所内で複数の職員が触れる可能性の高い、窓口カウンター、ドアノブ、物品、機器等について、こまめに(基本は業務開始前、昼休憩中、業務終了後とし、来客が多い部署は来客が途絶えた時など臨機応変に)消毒を実施する。

#### ③ 手洗い等の徹底

- ・ 石鹸によるこまめな手洗いの徹底と併せ、手指消毒用アルコール等を活用すること。

#### ④ 来庁者等に対しての、感染防止措置への協力要請

- ・ 来庁者に対して、感染防止への協力を要請するよう努めること。

### (2) 飛沫感染の防止

#### ① マスク（必要に応じてフェイスシールドまたはマウスシールド）着用等の徹底

#### ② 密閉空間、密集場所、密接場面の防止

- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境の防止。
- ・ 規模の大小にかかわらず、換気等の励行に努め風通しの悪い空間を作らない工夫をする。

- ・ 電話、電子メール、Web 会議等の活用により、人が密集する会議等ができる限り回避する。
- ・ やむを得ず会議等を開催する際は、人と人との間に十分な距離（概ね 1 m 以上）の保持と併せ、会議時間の短縮を図る。
- ・ 開催可否の判断がつかない場合は、対策本部の判断に委ねることとし会場の変更も含め、対策本部会議において決定する。
- ・ 会議終了後は、必ず会場の消毒作業を実施する。
- ・ 来庁者との対応においても同様の対応とし、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、必ずマスクやフェイスシールドなどを着用する。

### (3) 一般的な健康確保措置の徹底等

#### ① 定時退庁の徹底

- ・ 疲労の蓄積につながる恐れのある長時間の時間外労働等を避けること。

#### ② 各人の健康管理

- ・ 十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理に努める。

#### ③ 健康状態の把握

- ・ 定期的な検温（出勤後朝礼前までに各課配布の非接触式温度計にて実施。37.5℃を超える場合は、通常の体温計により再検温：町民課で2本保管しており、これを貸し出す。出先機関もこれに準ずること。） など平常時における健康状態の把握に配慮する。

## 3 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状がある場合の対応

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、数日から 14 日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、「発熱・咳」など通常の風邪との見分けが難しい。

このため、「発熱・咳」などの風邪症状が見られる職員等については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考慮した勤務管理とする。

- ① 37.5℃以上の発熱や強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）の症状が認められる場合は、速やかに所属長へ報告するものとし、職員等から報告を受けた所属長は、直ちにその状況を総務課長及び対策本部事務局へ報告する。
- ② 所属長は、総務課長及び対策本部事務局に相談のうえ、「発熱・咳」などの風邪症状が見られる職員等への出勤自粛とその間の外出自粛、医療機関における受診の勧奨を行う。

- ③ 症状がある職員は、自宅においても手洗いやマスクの着用等を徹底するとともに、検温を行うなど常に健康状態に注意を払い、所属長へ定期的に（1日1回程度）に連絡を行うものとする。
- ④ 症状が4日以上続く場合は、速やかに愛知県新城保健所内の「帰国者・接触者相談センター」Tel 0536-23-5999に相談をし、その後の対応を仰ぐものとする。

#### 4 職員等が医療機関を受診し検体採取された場合の対応

- ① 当該職員等は、保健所等へ相談した結果、帰国者・接触者外来等への受診を指示された場合は、その旨を速やかに所属長へ報告する。
- ② 報告を受けた所属長は、職員が帰国者・接触者外来等への受診を指示されたことを総務課長及び対策本部事務局へ報告する。
- ③ 帰国者・接触者外来等を受診した職員は、その結果を所属長へ報告する。なお、検体を採取された場合は、所属長を通じて、速やかに総務課長及び対策本部事務局へ報告する。
- ④ 所属長は、上記③による報告を行った後、電話等により当該職員へヒアリングを行い、行動履歴や経過等の把握に努め、職場内における濃厚な接触があったと思われる者（以下「濃厚接触者」という。）の抽出を行い、その内容を総務課長及び対策本部事務局へ報告する。

#### ※ 濃厚接触者

新型コロナウイルス感染症と診断された者が、感染可能期間中（発症した2日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を「濃厚接触者」という。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居或いは長時間の接触（車内等の密閉空間を含む）があった者
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の唾液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い者
- ④ その他手で触れる、または、対面で会話することが可能な距離（目安として1m以内）で、必要な感染予防策なしに「新型コロナウイルス感染症と診断された者」と15分以上接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する。）

## 5 職員等が新型コロナウイルス感染症の陽性者と判明した場合等の対応

### (1) 発生状況の把握及び感染した職員等への対応

- ① 対策本部事務局は、感染した職員の役場勤務時間外の行動履歴の確認と家族や役場職員以外の濃厚接触者の行動履歴等について、保健所等関係機関の協力を得て把握するよう努める。
- ② 感染が判明した職員への対応は、設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）中「病気休暇」の規定によるものとし、当該職員は、同居家族等への感染拡大防止に努め、保健所等から連絡があった場合は、その内容を所属長へ報告するものとする。
- ③ 所属長は、感染が判明した職員からの報告を直ちに総務課長及び対策本部事務局へ報告する。
- ④ 病気休暇中（入院、愛知県が指定する療養施設入所、自宅療養等）は、発症後 10 日が経過しており感染症の症状が 72 時間以上ない場合は、PCR 再検査の必要がないものとされている。  
この要件に該当しない場合は、PCR 再検査を実施することになる。  
職場への復帰等については、主治医の判断による。

### (2) 濃厚接触候補者への対応

- ① 濃厚接触の疑いのある職員は、速やかに所属長へ報告するものとする。
- ② 報告を受けた所属長は、当該職員を前記（1）と同様の対応を取ることとし、ヒアリングを行うことなどにより職場内における濃厚接触者の抽出を行い、行動履歴等の確認・整理をしたうえで、総務課長及び対策本部へ報告する。

### (3) 濃厚接触者への対応

- ① 対策本部事務局は、所属長からの報告を受けた場合は、直ちに濃厚接触者のリストを作成し、新城保健所に報告し、その対応等について判断を仰ぐものとする。
- ② 対策分部署事務局は、新城保健所からの指示等を濃厚接触者に的確に伝え、当該職員の迅速な行動（PCR 検査検体採取等）を促すものとする。
- ③ 対策本事務局は、濃厚接触者に対し、感染が確認された職員の発症した日の前日を基準日（0 日目）とし、以後 14 日間は自宅待機を指示するものとする。

- ④ 対策本部事務局は、自宅待機中の職員に対して、検温を義務付けるなど健康状態を常に自己管理するよう指示し、当該職員等は、対策本部事務局へ定期的に（1日1回程度）その状況を報告するものとする。
- ⑤ 当該職員の対応は、勤務時間規則中「特別休暇」の規定によるものとし、保健所等から連絡があった場合は、その内容を所属長へ報告するものとする。
- ⑥ 自宅待機期間が満了となった場合、特に発熱等感染症の症状がない場合は、PCR再検査等を受ける必要はなく、職場に復帰することができる。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

職員の新型コロナウイルスの感染が判明した場合、本部長（町長）は、直ちに対策本部会議を開催し、庁内における情報共有を図り、外部への速やかな発表を行うとともに、施設内における感染拡大防止策を講じるものとする。

(5) 感染の拡大防止措置の実施

窓口カウンター、机、椅子、事務用品等の周辺環境の消毒を速やかに行い、状況に応じ、施設の開館時間の短縮、閉鎖等も視野に入れた対応を講じる。

(職員の感染が判明した場合の対応)

対 応	担 当
換気を行なうとともに、窓口カウンター、机、椅子、事務用品等の周辺の消毒作業を実施する。(専門業者に委託する場合もあり) 職員が使用した庁用車等の消毒作業も実施する。 ※ 別紙「新型コロナウイルス感染症対策 消毒マニュアル」による。	全 職 員
対策本部会議を開催し、庁内における情報共有を図るとともに、各部署が行う消毒作業の指導・確認を行う。	町 民 課
会見の開催、防災行政無線、町ホームページ等を活用した外部への情報提供を行うとともに、来庁者への周知・対応を行う。	総 務 課 企画ダム対策課

## 6 感染拡大の防止に向けた対応について

### (1) 健康状態の管理

感染した職員が所属する部署の職員は、保健所等の判断を仰ぎ、手洗いやマスクの着用等を徹底するとともに、検温を行うなど常に健康状態に注意を払うものとする。

また、全ての職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状（37.5℃以上の発熱や強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）の症状が認められる場合には、所属長にその旨を報告のうえ、出勤可否の判断を仰ぐものとする。

### (2) 消毒の徹底

職員は、窓口カウンターなど、身のまわりで使用又は触れるものの消毒を徹底する。

### (3) マスクの着用

来庁者へ庁舎内で感染者が発生したことを周知し、必ずマスクを着用するよう呼びかけるとともに、手指消毒の徹底を図る。

### (4) 会議開催の制限

会議等の開催や庁内における移動制限など、職員間における接触を極力控えるものとする。（庁内メール・内線電話等の活用）

## 7 感染者が大幅（急激）に増加した場合

### (1) 役場庁舎における緊急措置

速やかに庁舎以外の公共施設の閉鎖など検討、実施する。

### (2) 役場庁舎への出入りを制限

庁舎への出入り制限を行うとともに、町民課窓口等への臨時総合窓口の設置や窓口開設時間の短縮など、来庁者と町民の接触を制限する一方、町民の利便性を図るため、必要に応じて、電話等による予約受付等を検討する。

### (3) 来庁者との接触制限

取引業者、委託業者等との物品の受け渡し等は必要最低限とし、必要な場合は、臨時総合窓口など庁舎内の限られた場所で行うこととする。

(4) その他

多数の職員の感染（クラスター：集団感染）による業務停滞を防ぐため、時間による交代勤務等を検討するとともに、マスクの着用や手指消毒等の徹底、定期的な検温など健康状態の把握に努めるものとする。

8 その他

(1) 指揮命令系統の維持

各部署において管理職等の第3位までの代行者を事前に定め、対策本部へ報告する。

(2) 業務継続に向けての対応

優先順位等は設楽町業務継続計画（BCP）に定める非常時優先業務（通常業務）に基づき、決定する。

(3) 人員の確保

集団感染等により、業務に支障が来たす恐れがある場合は、所属長は対策本部へ報告し、その対応を検討するものとする。

各部署内での人員確保が困難な場合は、庁内横断的な人員調整を行うものとし、優先業務へ重点的な人員配置（過去に経験のある業務への優先配置等）を検討するものとする。

(4) その他

このマニュアルに記載のない事項等については、状況に応じた臨機応変な対応に努めるとともに、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。